介護保険事業者等における事故報告ガイドライン

桜川市保健福祉部介護保険課

＜介護保険被保険者等に係る事故報告について＞

介護保険事業者等はサービスの提供によって事故が発生した場合は、下記の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が求められています。

①　サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに桜川市、当該利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

※通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含まれるものとする。

②　事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わければならない。

１．報告を要する事故等

介護保険事業者は次の①～⑤に該当する場合、桜川市等へ報告する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 対象事例 |
| ①サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故 | ア 職員（従業員）の過失及び利用者の自己過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合  （施設内での同程度の治療を含む）  イ 利用者等とトラブルが発生することが予測される場合及び見舞金や賠償金を支払う場合 |
| ②利用者の離設  （徘徊・行方不明） | 速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに警察への協力を求めた場合 |
| ③食中毒及び感染症等の発生 | 法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故 |
| ④職員（従業員）の法令違反・不祥事事件等 | 利用者の処遇に影響がある場合  例）利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者等の個人情報の紛失や漏洩等 |
| ⑤その他、報告が必要と認められる事故 | 例）利用者の財産を滅失させた場合等 |

２．報告する項目

（１）　事故状況（事故状況・怪我の程度、死亡に至った場合の死亡年月日）

（２）　事業所の概要（法人名、事業所名、サービス種別、所在地など）

（３）　対象者（氏名・年齢・性別、サービス提供開始日、身体状況など）

（４）　事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細など）

（５）　事故発生時の対応（発生時の対応、受診方法、受診先、診断内容など）

（６）　事故発生後の状況（利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関など）

（７）　事故の原因分析

（８）　再発防止策

（９）　その他（特記すべき事項）

３．報告の手順

原則として事故発生後５日以内に、介護保険事業者は事故報告書を作成し、郵送等で提出する。事故処理が長期化する場合、適宜途中報告の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で最終の事故報告書を提出する。

※注 次に該当する事故等の場合は、把握後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りが

ついてから、事故報告書を提出する。

・死亡、又は重体（負傷等の程度が重く、命にかかわるような状態）に至った事故

・感染症の発生

・職員の不祥事

・その他の重大な事故

４．報告の様式

別紙様式第１号「介護保険事業者事故報告書」を用いる。

ただし、各事業者において既に作成された様式があるときは、必要な項目の記載があれば、それを用いても差し支えない。

５．報告先

桜川市への報告先は下記の通りとする。また、被保険者が桜川市以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告することとする。なお、報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意することとする。

報告先　 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2

桜川市保健福祉部

介護保険課介護保険グループ（介護事業所）　TEL：0296-75-3158（直通）

高齢福祉課地域包括支援グループ（高齢者施設）TEL：0296-73-4511（直通）

Mail：koureikaigo\_s@city.sakuragawa.lg.jp（共通）